

# 阿武町地域おこし協力隊員（林業支援員）の募集について

阿武町は人口約3,000人、日本海に面した山口県東北部に位置し、奈古・福賀・宇田郷の3地区からなる小さな町です。

森・里・海の豊かな自然環境の恵みを楽しみ、同時にその生態系を保護してきた当町では、地方創生推進事業3本柱の一つとして「森里海新たなしごと創出プロジェクト」を実施しています。

漁業と林業から成る本プロジェクトの一環として、自伐型林業を実践する「地域おこし協力隊」を募集します。

自伐型林業とは、適正規模の山林を確保し、毎年間伐生産しながら、長期的に経営を安定させる林業です。安定した生業が創出され、移住・定住策となり、獣害対策、災害防止、脱温暖化対策等の様々な効果を発揮します。

## 募集人員

1名

## 業務内容

モデル林整備と研修会を通じて、3年間で自伐型林業の施工技術や森林経営の基礎を身に付けます。

並行して、製材による付加価値を加えた流通や、薪利用によるエネルギー循環など、素材生産に限らない森林資源の活用にも取り組みます。

卒業後は、町有林等をフィールドに、自伐型林業を生業として自立することを目指します。

※現在、着任中の林業支援員2人とともに、現場で作業活動を行っていただきます。

※一般社団法人STAGEが活動や定住に関するサポートを行います。

(参考) 【動画】阿武町の自伐型林業の取り組み <http://www.town.abu.lg.jp/8678/>

## 対象となる方

【全体事項】下記の要件を満たす方

- 1 年齢20歳以上、概ね40歳までの方（性別不問）。
- 2 都市地域等（※）から生活拠点を阿武町へ移し、住民票の異動ができる方。
- 3 地域になじむ意思があり、心身ともに健康である方。
- 4 普通自動車運転免許証を所持する方（AT限定不可）。
- 5 基本的なパソコン操作（Word、Excel、Eメール、インターネット等）ができる方。
- 6 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

※ 詳細は総務省「地域おこし協力隊」サイトまたは町担当課にお問い合わせください。

## 勤務について

【勤務地】阿武町内

## 【勤務日および勤務時間】

- 1 勤務は月曜日～金曜日、原則午前8時30分から午後5時15分までとします。  
現場での活動内容によっては勤務時間の変更があります。  
※ 天候や日照時間を考慮し、担当職員と相談のうえ、開始／終了時間は変動可能です。
- 2 休日は、土日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)とします。なお、休日や時間外に勤務した場合は勤務日に振り替えます。
- 3 休暇は、年次有給休暇とします。日数は1年において12日(毎月1日)とします。

## 雇用形態および任期

- 1 阿武町と雇用契約を締結します。
- 2 雇用期間は1年間(6ヶ月間は条件付き期間)とします。それ以降は活動状況等の評価を行い、1年毎に期間を更新(最長3年間)します。
- 3 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 給与

月額176,800円(これより社会保険料等を控除します。)

## 副業

地域おこし協力隊としての担当業務に差し支えないことを条件として相談に応じます。

- ※ 任期終了後、町内で起業をする際に、条件によっては下記の制度等を活用いただけます。
- ◎阿武町地域おこし協力隊起業支援補助金:上限100万円。
  - ◎自伐型林業を生業として起業する場合:町有林50ha程度をフィールドとして貸与します。

## 待遇および福利厚生

- 1 健康保険・厚生年金・雇用保険、労災保険等に参加します。(自己負担有)
- 2 家賃は実費を補助します。(最大月4万円)
- 3 チェンソー・チェンソープロテクションウェア・レインウェア・ヘルメット・作業着(夏用・冬用)・長靴など、基本的な装備は貸与します。それ以外の物は自己負担で用意してください。
- 4 地域おこし協力隊として必要な研修に係る経費、及び出張旅費は町が負担します。(ただし、必要と認めたもののみ/上限有)
- 5 活動に必要な車両に係る経費は町が負担します。
- 6 当町までの交通費及び引越し費用、生活備品、光熱水費、その他の経費はご負担頂きます。

## その他

山口県への移住を希望・検討されている方に、実際に山口県へお越しいただき、理解を深めてい

ただくことにより、山口県への移住・定住を促進することを目的として、交通費の一部を補助する制度があります。(上限3万円。利用される方は事前に役場までご相談ください。(詳細は「山口県 YY! ターン (UJI ターン)・移住支援サイト | 住んでみいね! ぶちええ山口」をご確認ください。

## 応募受付期間

令和4年6月20日～令和5年3月31日

## 応募方法

下記の書類を、応募書類送付先に郵送してください。

Eメールでの送信でもかまいません。ただし顔画像は、JPEG形式で送ってください。

- 1 阿武町地域おこし協力隊応募用紙 (WORD・PDF)
- 2 住民票の写し
- 3 自動車運転免許証の写し

### 【応募手続】

応募受付は、令和4年6月20日(月)から郵便等で受け付けます。

また、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

### 【応募書類送付先】

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地  
阿武町役場 農林水産課 小田 宛

### 【Eメールアドレス】

keizai07@town.abu.lg.jp

### 【選考方法】

- 1 第1次選考(書類審査)

書類選考の上、結果を提出書類受理後2週間以内に応募者全員に文書で通知します。

- 2 第2次選考(面接審査・林業体験)

第1次選考合格者を対象に、第2次選考(面接及び林業体験)を阿武町にて行います。

なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

※ 日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

新型コロナウイルスの感染予防(面接時マスク着用、手指消毒、パーティション使用等)に配慮した面接で行います。

- 3 内定(最終選考結果)

第2次選考の結果は、随時文書により通知します。

## 問い合わせ先

〒759-3622

山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

阿武町役場 農林水産課 農林水産係(担当:小田)

TEL: 08388-2-3114 FAX: 08388-2-0100

メールアドレス : [keizai07@town.abu.lg.jp](mailto:keizai07@town.abu.lg.jp)

HP : <http://www.town.abu.lg.jp/>